



審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室）総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室） 男女参画・こども局・こども未来課

法令名	私立学校法			法令の番号	昭和24年法律第270号		
許認可等の種類	学校法人及び準学校法人の寄附行為並びに寄附行為変更の認可			根拠条項	第30条第1項、第45条、第64条第5項		
審査基準	<p>日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関が行う貸付け又は融資による負債であること。 負債に係る償還計画が適正かつ実行可能なものであること。</p> <p>(2) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていなければならない。</p> <p>(3) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。</p> <p>(4) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。</p> <p>(5) 設置経費の財源としての寄附金のほか、経営に必要な財源として、申請時において、学校等を適正に運営していくために必要な財源としての自己資金が確保されていなければならない。なお、この場合において、(3)及び(4)を準用する。</p> <p>(6) 学校等の完成年度までの各年度の経常経費の財源は、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充ててはならない。</p> <p>(7) 学校等の経営は、営利企業적であってはならない。</p> <p>4 役員等について</p> <p>(1) 理事及び監事は、学校法人等の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人等の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者でなければならない。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならない。</p> <p>(2) 理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を4以上兼ねていない者でなければならない。</p> <p>(3) 理事長は、他の学校法人等の理事長を2以上兼ねていない者でなければならない。</p> <p>(4) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人等の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。</p> <p>(5) 学校法人等の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていなければならない。</p> <p>(6) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏ってはならない。</p> <p>(7) その他、規程の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならない。</p>						
	受付機関	法務私学課 こども未来課	処理機関	法務私学課 こども未来課	交付機関	法務私学課 こども未来課	標準処理期間 90日
						標準経由期間 日	

# 審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室）総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室） 男女参画・こども局・こども未来課

法令名	私立学校法			法令の番号	昭和24年法律第270号		
許認可等の種類	学校法人及び準学校法人の寄附行為並びに寄附行為変更の認可			根拠条項	第30条第1項、第45条、第64条第5項		
審査基準	<p>5 生徒定数について 準学校法人の設置する専修学校又は各種学校の生徒定数は、原則として80人以上でなければならない。</p> <p>第2 学校法人等が学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合 既設の学校法人等が学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更認可については、次の基準によって審査する。</p> <p>1 立地条件等について 立地条件、施設及び設備、資金等並びに役員等については、第1を準用する。</p> <p>2 既設校等について                  (1) 既設の学校等の在籍生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。                  (2) 従来設置している学校等のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていなければならない。                  (3) 学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意するものとする。                  法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況                  役員若しくは教職員の間又はこれらの間における訴訟その他の紛争の有無                  日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（私立学校教職員共済制度の掛金を含む。）の納付の状況</p>						
	受付機関	法務私学課 こども未来課	処理機関	法務私学課 こども未来課	交付機関	法務私学課 こども未来課	標準処理期間 90 日 標準経由期間 日

